

パラオ共和国  
地域振興計画調査  
事前調査報告書

平成 11 年 9 月

国際協力事業団

## 序 文

日本政府は、パラオ共和国（以下、パラオと略す）政府の要請に基づき、同国の地域振興計画に係る調査を実施することと致しました。

当事業団は、本格調査に先立ち、本件調査を円滑かつ効果的に進めるため、平成11年8月3～18日までの16日間にわたり、国際協力事業団 鈴木洋一国際協力専門員を団長とする事前調査団（実施細則（S/W）協議）を現地に派遣しました。

調査団は本件の背景を確認するとともに、パラオ政府の意向を聴取し、かつ現地踏査の結果を踏まえ、本格調査に関するS/Wに署名しました。

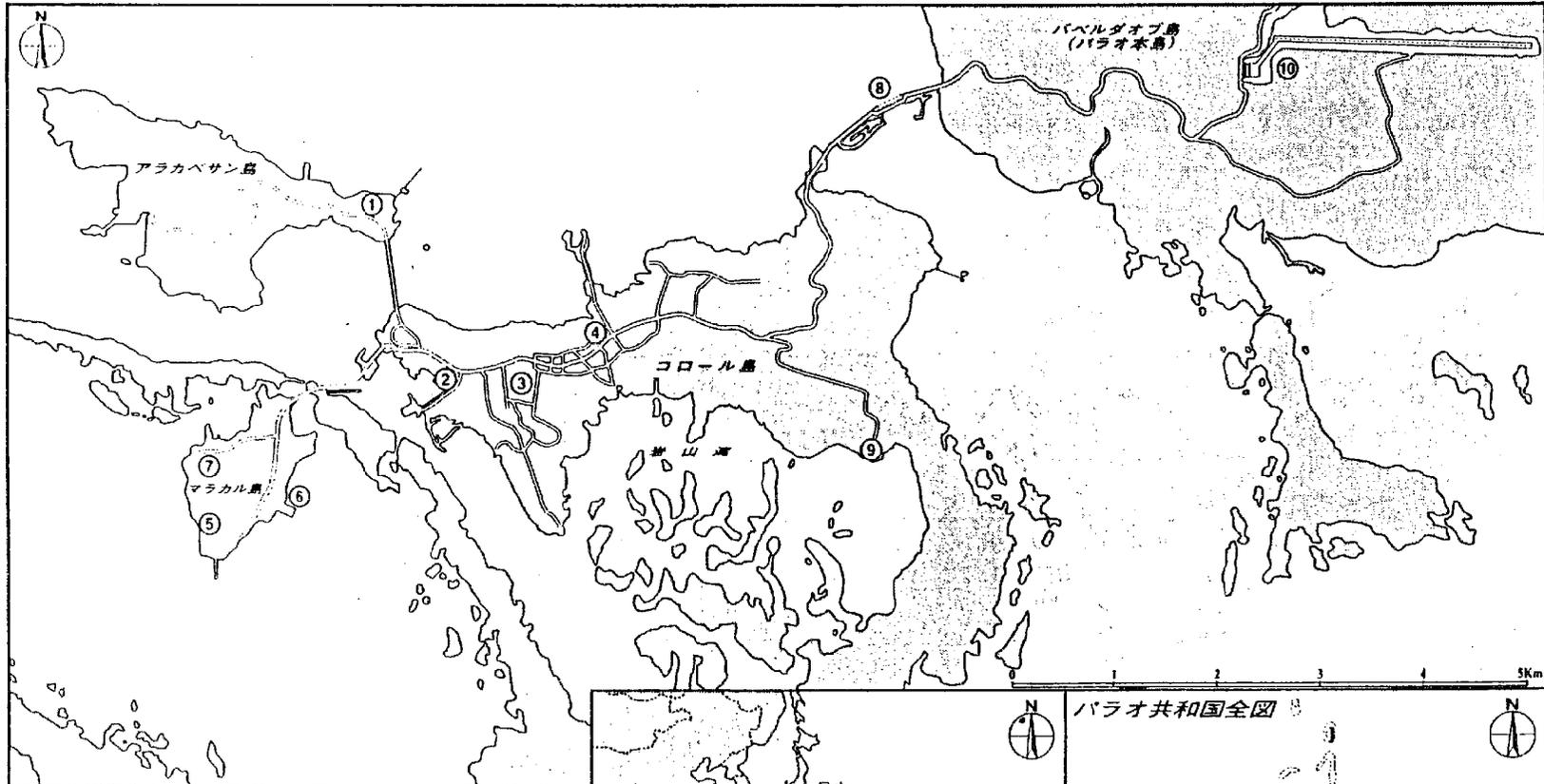
本報告書は、今回の調査を取りまとめるとともに、引き続き実施を予定している本格調査に資するためのものです。

終わりに、調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成11年9月

**国際協力事業団**

**理事 泉 堅二郎**



凡 例

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ① 大統領府          | ⑦ 発電所      |
| ② 裁判所           | ⑧ KBブリッジ   |
| ③ 国会議事堂         | ⑨ ホテル日航パラオ |
| ④ コロール州事務所      | ⑩ パラオ国際空港  |
| ⑤ 養殖センター (PMDC) | — サンゴ礁     |
| ⑥ マラカル港         | == 幹線道路    |

パラオ首都圏地域 (コロール島及びバベルダオブ島南部)

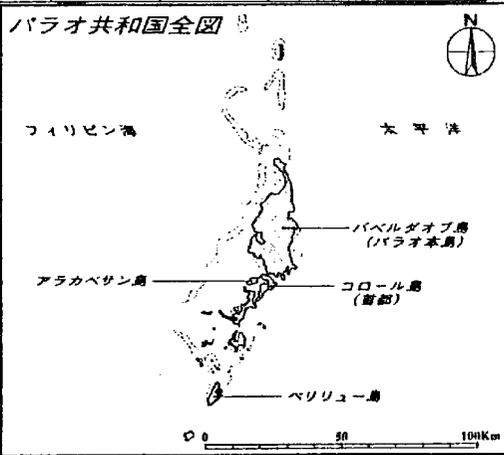
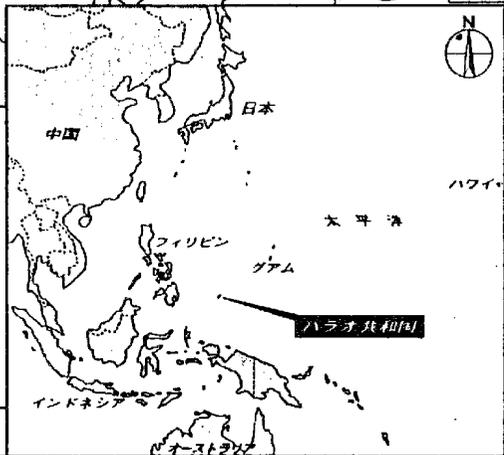




写真1 S/W署名式

(1999年8月10日、パラオ大統領府内の会議室において)

# 目 次

序 文

調査対象地域地図

現地調査写真

## 【本編】

第1章 事前調査の概要 .....	3
1 - 1 要請の背景・経緯 .....	3
1 - 2 調査の目的 .....	3
1 - 3 調査団の構成 .....	4
1 - 4 調査日程 .....	5
1 - 5 主要面談者 .....	6
1 - 6 協議の概要 .....	6
第2章 本格調査への提言 .....	9
2 - 1 本格調査の目的 .....	9
2 - 2 本格調査の視点・内容 .....	9
2 - 3 本格調査実施上の留意事項 .....	13

## 【資料編】

第1章 パラオにおける行政体制と地域開発計画 .....	19
1 - 1 パラオの行政体制 .....	19
1 - 2 対外経済関係の現状と課題 .....	20
1 - 3 我が国のパラオに対する援助動向 .....	21
1 - 4 パラオにおける地域開発計画 .....	21
1 - 5 地域開発に係る組織・制度等 .....	22
1 - 6 N M D P 及び E D P の概要 .....	23
第2章 パラオの経済・産業の現状と課題 .....	29
2 - 1 マクロ経済状況 .....	29
2 - 2 産業構成の概況 .....	35
2 - 3 農業 .....	36

2 - 4	水産業	41
2 - 5	観光	45
2 - 6	その他（製造業等）	59
第3章	社会資本整備の現状と課題	60
3 - 1	社会資本整備に係る制度・組織及び財源の概況	60
3 - 2	運輸	64
3 - 3	社会インフラ	70
3 - 4	観光関連施設	77
第4章	パラオの環境関連概況	78
4 - 1	自然環境	78
4 - 2	社会環境	87
4 - 3	スクリーニング、スコーピング	89
4 - 4	環境関連法規及び組織	92
4 - 5	パラオの緊急環境問題	103
4 - 6	本格調査における環境調査の内容	104
【巻末付属資料】		
資料1	対処方針	109
資料2	S / W、M / M	113
資料3	Questionnaire	124
資料4	インタビュー記録	137
資料5	ローカルコンサルタント・リスト	165
資料6	収集資料一覧	166

【 本 編 】



# 第1章 事前調査の概要

## 1 - 1 要請の背景・経緯

パラオは、300以上の島からなる面積488平方キロメートル、人口約1万8,000人の島嶼国である。第二次世界大戦後、国連信託統治領としてアメリカの統治下に置かれていたが、1994年10月にアメリカとの自由連合国として独立した。

同国は、伝統的な自給経済と近代的な貨幣経済が混在する二重構造的な経済が形成されている。国内産業のうち、農業や漁業の生産は主に自家消費用であり、一方、製造業にはみるべきものではなく、工業製品のほとんどは輸入に頼っている。また財政の約50%はアメリカとの自由協定に基づいた経済援助で賄われているが、この援助は2009年で打ち切られることになっている。

島嶼国であり、かつ2万人に満たない人口規模の同国にとっては、経済的自立を図るための産業振興方策として、珊瑚礁をはじめとする豊かな自然を背景とした観光、農業・水産セクターの開発を最優先課題としている。しかし、更なる産業開発を進めるには、インフラ施設や社会サービスの水準の低さがネックとなりつつある状況にある。特に島嶼国固有の問題として、汚水・廃棄物処理の不備などが同国のユニークな自然環境に深刻な影響を及ぼしつつある。

我が国は同国に対し1981年度以降、無償資金協力による電化計画（コロール配電網計画、バベルダオブ島送電計画）や道路整備計画、給水改善計画などのインフラ整備のほか、漁業振興等の産業セクターにも協力してきた実績がある。

このような状況下、同国政府は1998年12月に日本国政府に対し、「観光開発」「道路整備」「上下水道整備」「廃棄物処理」等、幅広い分野にわたる開発調査実施を個別に要請した。しかし我が方としては、同国の標榜する「環境保全と開発の両立」を実現していくためには、これらの要請を個別に実施するよりも、むしろ総合的な取り組みが必要と考えられる。

よって今般、このような当方の考え方を先方に説明のうえ理解を得るとともに、同国の直近の現況及び的確な調査ニーズを確認のうえ、S/W協議・署名を目的とする事前調査団を派遣した。

## 1 - 2 調査の目的

事前調査団の派遣目的は、対処方針案会議の結果、次のとおりとした。

- (1) 先方政府の要請内容及び意向の確認
- (2) Q/Nによる資料及び情報の収集
- (3) 現地踏査
- (4) 本格調査実施方針及びS/Wの協議

(5) 受入体制の確認

- ・カウンターパート（C/P）
- ・ステアリングコミッティー

(6) S/W、協議議事録（M/M）署名

### 1 - 3 調査団の構成

	担当分野	名 前	所 属	調査期間
1	総括 / 地域開発	鈴木 洋一	国際協力事業団 国際協力専門員	1999/8/3 ~ 8/11
2	協力政策	花立 大民	外務省 経済協力局 開発協力課	1999/8/3 ~ 8/11
3	調査企画	大山 高行	国際協力事業団 社会開発調査第一課	1999/8/3 ~ 8/11
4	産業振興（観光）	山根 春夫	（株）レックス・インターナショナル	1999/8/6 ~ 8/18
5	社会基礎	古藤 政人	（株）メッツ研究所	1999/8/6 ~ 8/18
6	環境管理	鈴木 起暢	北海道開発コンサルタント（株）	1999/8/6 ~ 8/18

## 1 - 4 調査日程

月 日	曜日	鈴木（洋）、花立、大山	山根、古藤、鈴木（昶）	
1	8月3日	火	成田18:05（JL745） 21:20マニラ（マニラ泊）	
2	8月4日	水	マニラ10:15（C0864） 13:55コロール JICA駐在員事務所・日本国大使館表敬訪問	
3	8月5日	木	(午前)外相、大統領、大統領府計画統計局長、 資源・開発相との面談 / 協議  (午後)パラオ観光局、商業・貿易相との面談 / 協議	
4	8月6日	金	(午前)ゴミ捨て場、下水処理場、水産養殖デモ・ センターの見学  (午後)環境水準保護センター、農業鉱物資源局 との面談  大統領府計画統計局とのS/W協議	成田09:55（JL741） 13:10マニラ (マニラ泊)
5	8月7日	土	現地踏査	マニラ10:30（C0864） 14:10コロール
6	8月8日	日	現地踏査	現地踏査
7	8月9日	月	パラオ通信公社との面談  大統領府計画統計局とのS/W協議	パラオ通信公社との面談  大統領府計画統計局とのS/W協議
8	8月10日	火	S/W署名交換、 JICA駐在員事務所への報告、日本国大使館 への報告	S/W署名交換
9	8月11日	水	コロール07:35（C0863） 09:10マニラ マニラ14:30（JL742） 19:40成田	情報・資料収集
10	8月12日	木		情報・資料収集
11	8月13日	金		情報・資料収集
12	8月14日	土		現地踏査
13	8月15日	日		現地踏査
14	8月16日	月		情報・資料収集
15	8月17日	火		情報・資料収集  JICA駐在員事務所への報告、日本国大使館への報告
16	8月18日	水		コロール07:35（C0863） 09:10マニラ マニラ14:30（JL742） 19:40成田

## 1 - 5 主要面談者

### (1) パラオ側

Kuniwo Nakamura	H.E. President
Koichi Wong	National Planner
Sabino Anastacio	Minister of State
Marcelino Melairei	Minister of Resources and Development
Okada Techitong	Minister of Commerce and Trade
Yoshiro Yamazaki	Economic and Financial Advisor, Office of the President ( J I C A 長期派遣専門家 )
Herman L. Francisco	Chief, Division of Agriculture and Mineral Resources
Mary Ann Delemel	Managing Director, Palau Visitors Authority
Donald Don Dengoki	Environmental Specialist, Environmental Quality Protection Board

### (2) 日本側

長谷川 恵一	在パラオ日本国大使館臨時代理大使
草野 忠征	J I C A 駐在員事務所 所長
赤津 澄人	J I C A 長期派遣専門家 ( 漁業 )

## 1 - 6 協議の概要

事前調査団は8月4～11日までパラオを訪問し、C/Pとなる大統領府計画統計局とパラオ地域振興計画調査にかかる事前調査・S/W協議を実施した。また同国資源開発省、商業貿易省、パラオ観光局、環境水準管理委員会などの関係者との意見交換や調整を行った。

こうした協議及び意見交換の結果、調査団は8月10日にC/Pとの間でS/W及びM/Mの署名・交換を行った(署名者/調査団:鈴木団長、パラオ側:ウォン計画統計局長)。

今般の協議・合意の内容で、特筆すべき点は次の6項目である。

### (1) S/W署名・交換

調査団は、ナカムラ大統領をはじめとした当国関係閣僚及び本件開発調査のC/Pとなるウォン大統領府計画統計局長との協議を行ったところ、先方の強い要望を受けて対象地域を全国とする点等につきS/W案を若干変更したものの、それ以外についての変更点はなく、10日、当初の対処方針に従ってS/Wに合意し、署名・交換を行った。また、今次協議のポイントやC/P等に関する本格調査での留意点等についてM/Mに記載した。なお、コンサルタント団員3名は17日まで本格調査に向けての関連情報の収集

のため補足調査を行った。

## (2) 大統領の評価

ナカムラ大統領は、パラオの既存計画、すなわち国家開発基本計画及び1995年に開始した経済開発5か年計画のレビューの必要性、及び今後の同国の経済開発に資するものとの観点より、本件開発調査の実施は極めて重要かつタイムリーなものと高く評価し、全面的に協力すると述べた。こうした大統領の姿勢は今次事前調査団のパラオ到着前日に関係閣僚会議を召集する点からも伺えた。

## (3) 産業振興

観光が今後ともパラオにとって重要な産業である点については、同国関係者よりも随所に説明がなされたが、加えて農業と漁業の開発に強い期待感があることも確認された。特に農業分野については、その開発を検討するために1999年4月より大統領の下に関係各機関よりなるタスクフォースを設置し、定期的に会合を行っており、本年中に報告書として取りまとめるとのことである。

## (4) インフラ整備

インフラに関しては、同国経済開発のキーとして、また安全性の観点からも空港整備（緊急性を要するものとしての崩落事故が起きた空港ターミナル施設整備、及び航空安全システムの設置）の重要性及び我が国支援への期待について、今次事前調査団が資金協力のマンデートを有していないにもかかわらず、先方より再三説明があった。その他、道路整備や港湾整備等にもニーズが確認された。

## (5) 環境配慮

本件開発調査が「経済開発と環境保全の両立」の実現をめざし実施される点については、ナカムラ大統領をはじめとした同国関係者より賛同を得るとともに、同国側も係る環境保全についての重要性を強調していた。しかしながら現状では、同国におけるいわゆるシステムとしての環境対策がほとんど機能していないおそれがある。環境全般を担当する環境保全委員会から、「比較的大きなプロジェクトに関しては環境インパクトの緩和面、小規模プロジェクトでは環境評価面などが法律的には整備されているものの、プロジェクト計画段階からのコンサルテーションがシステムとして必ずしも満足できるレベルで機能していないうえに、各種の要因で事後的な法的強制執行も確実にはい行い得ない状況にある」との説明があった。また他方では、環境保全委員会の職員が契約ペー

スの外国人を実質的な中核としていることもあり、現地の物理的・社会的実情を十分理解したうえでの現実的・合理的アドバイスを必ずしも行っていない、といった政府内部の不評があるとの話も聞かれた。

#### (6) 土地問題

国務大臣よりは、土地所有権が極めてあいまいで、土地台帳が整備されていない点と同国の開発において大きな問題となっている（土地問題を専門に扱う「土地裁判所」があるとの由）との説明があった。実際、先方の既存あるいは新規プロジェクトに関して、土地問題がボトルネックとなり、事業が滞っているものも多々ある。

## 第2章 本格調査への提言

### 2 - 1 本格調査の目的

同国の掲げる「経済開発と環境配慮の調和」の実現を視野に入れて、主要産業セクターの振興、及び産業振興に必要な社会基盤整備（上下水道・廃棄物・道路・空港等のインフラ分野、及び制度等のソフト分野を含む）を目的として、地域振興計画の策定を行う。

ただし、基本コンセプトである「経済開発と環境配慮の調和」については、パラオの現状・将来にかんがみ、経済開発を国是と認識しつつ、このプロセスで環境配慮をどう機能・調和させるかを基本的視座とする。

なお、今次の開発調査は、現実的・現場主義的アプローチによって極めて実践的な成果を産み出すこと、更にこれに加えて、妥当な開発の順序を踏む漸進的アプローチを提示すること、を最大の眼目とすべきである。

### 2 - 2 本格調査の視点・内容

#### (1) 調査対象地域及び開発のターゲット・グループ

開発の便益・利益が特定地域・特定層に集中しないように配慮し、より広く国民一般が裨益する方向で検討・構想する。例えば、国が地方の州で電化を進める一方、地方では現金収入の機会が極めて限られているため、電気代を払える家庭と払えない家庭への分化を生み出しつつあり、地方でのインフラ整備と経済開発の両面が不可分であることを理解する必要がある。更には、ひるがえってパラオにおける開発とは何か、望ましい開発のあり方とは何かといった根本的コンセプトを現地の人々と十分に検討する必要がある。

#### (2) 調査対象プロジェクト

主要な優先的インフラの整備計画策定に先立ち、有望な産業セクターの分析・特定を調査の重要項目とする。これは、アメリカとの自由連合協定下での経済援助が終了する2009年以降においてパラオの自立を可能な限り確保するためには、経済活動の振興・活性化が不可欠だからである。そして、そうした経済活動を直接的・間接的に支えるインフラの整備計画策定につなげるというアプローチが望まれる。

また、経済プロジェクトのほとんどを民間セクターに依存せざるを得ない以上、インフラをその呼び水として位置づける必要が高いため、インフラ整備と経済活動の連携のあり方の十分な検討が望まれる。ただし、インフラ整備及び経済プロジェクトを検討する際には、民間が実施すべき（あるいは実施可能な）ものと、政府が実施すべきも

のを区別し、前者に関しては望まれるプロジェクトの概略分析にとどめ、後者をより詳細な分析の対象とする。さらには、“技術的にやれる”ことと“プロジェクトとして成立できる”こととの間に落差があることに留意しての検討も必要となる。例えば、政府が推進した水産養殖センターでの海ガメ（タイマイ）養殖も、鱈甲の品質が天然での育成に全く比肩できないとの理由から放棄されてしまった。他方、シャコ貝養殖は他のミクロネシア地域への稚貝の輸出等も行われ、水産養殖の分野ではパラオで数少ない一応の成功例になっている。

調査の結果として特定された主要なかつ優先のインフラ・経済プロジェクトに関しては、限定的に直接の実施地域・間接的影響地域を対象としてその一次分析を施したうえで調査報告書において概要記述を行う。さらに、特に適当と思われる複数の優先的インフラ・プロジェクトについては、プレ・フィージビリティ・スタディ（F/S）を行う（あくまで、調査結果に基づき対象プロジェクトと地域が特定されるわけで、最初から特定プロジェクト地域を念頭に置いたアプローチは、パラオの開発方針にかんがみ、採用すべきではない）。

実際の調査手順として、インフラ・プロジェクトについてはまず、現行の経済開発計画（1995～1999年）において言及されたプロジェクト一般及び優先プロジェクトの見直しを行う。前記計画の検討・策定からすでに4～5年が経過し、進捗をみたプロジェクトと進まないものとの分化がみられるようになってきている一方、新たな緊急課題として対応が迫られているものも浮上してきている。したがって、今般の調査では前記計画のプロジェクト・リストの見直しを行うことが妥当である（これに関しては、パラオ政府の計画統計局を中心に行われつつある全省庁・機関を巻き込んだ優先プロジェクトの検討・それらのジャスティフィケーション作業をベースにすることが肝要である）。

また、既存プロジェクトで進捗をみているもののうち、次に例示した案件のように、今回の事前調査ですでにアメリカ等から資金手当が予定されている、あるいは確定していることが判明したものもあり、既存プロジェクトの修正状況も含め現状を慎重に把握する必要がある。

例1：首都のあるコロール州のマラカル島突端にある下水処理場の改善の場合、すでにアメリカから400万米ドルが手当されている。ただし、その改善方法に関して、処理施設を所有する中央政府と敷地を所有するコロール州政府の間で合意ができておらず、入札が延々と繰り延べ状態にある。現状の一次処理後に海に放流するか、二次処理を行った後で放流するかをめぐる対立である。中央政府は前者の立場、コロール州政府は後者の立場に立っている。

例2：コロール州のMドックにあるゴミ捨て場の閉鎖・移転では、閉鎖資金（200万米

ドル)及び移転資金(400万米ドル)の暫定的積算も行われ、アイメリーク州による受入れが決定したものの、まだ具体的サイトが決定されていないなどの状況もある。

例3:アイライ州にある国際空港の場合、ターミナルビルの天井の崩落事故もすでに発生して応急措置が講じられ、旅客の安全面からも緊急の改良・再建が諮問されていたが、コロール州と空港を結ぶコロール-バベルダオブ橋(K-B橋)の突如の崩壊でその再建が優先されることとなり、空港に関しては資金の目途が立たなくなったなど。

例4:計画初期のデザイン段階でのミスから全長53マイルのバベルダオブ島環状道路(コンパクト道路)に北端の州であるアルコロン州の全域とアイライ国際空港先の3マイル分が含まれなくなってしまい、他のデザイン変更も抱き合わせた形でのアメリカとの交渉が難航している。

また、資金の入手方法と健全な運営の両立を追求することの難しさなどへも十二分な検討の目を向ける必要がある。例えば国家通信センター(PNCC)は、近年、有償資金で顕著な活動を展開し、地方州・離島も含む全国コミュニケーション網の改善に大きく貢献したが、受益者負担原則に基づく収入の限定性(国民人口の少なさに起因)から赤字経営を余儀なくされている状況にある。こうした問題は、ほかのどのようなインフラ整備・経済プロジェクトを構想するに際しても、その運営・維持のあり方が極めて真剣に検討されるべきであることを示唆している。

### (3) 開発資金の検討

いかなる資金ソースにアクセスが可能かを幅広く検討するなど、本件開発調査の結果が具体的な事業に結びつくべく、可能な限りの方策を模索していくことが有効かつ重要と思われる。その際、内外両面から財源の可能性を検討すること、また入手・執行が確実な資金と不確実な資金との峻別が不可欠である。

内部財源の可能性を検討する場合、パラオ政府による自由連合協定下の財源の投資運用による増殖、将来的提案としての信託基金構想(トゥヴァル基金の変形としての計画統計局長の構想)等も十分考慮に入れ、とおり一遍で硬直的で臨場感のない財源分析に陥らないようにする(大量の財政援助・その他の経済援助で生きてきた国が自立するには、それなりの特異な方途を考えざるを得ない点も了解し、かつ、特にパラオのような小国・島国経済の場合には、一般的な途上国と同次元で経済開発を構想することができないことを認識する必要がある)。

一方、外部財源・協力の可能性については、我が国資金協力に限定することなく、広く他の援助国及び国際援助機関の援助動向等をも含めて、政府及び民間のレベルで広く検討・示唆することに努める(例えば、世銀のベンチャー企業向け起業資金貸付、アジ

銀の民間セクター支援貸付、アジ銀の比較的多額の有償資金提供と結び付いた技術協力スキーム、姉妹都市関係の形成、等)。ただし外部財源の検討に際しては、入手可能性の不確定性に留意するのは勿論のこと、更に、例え自由連合協定に基づく財源であっても、その執行には議会の承認を必要とし、現実的には行政府 立法府の関係という不確定要因と時間的要因がからむことを念頭に置くことが重要である。つまり「入手・執行が確実な資金」と「不確実な資金」のいずれについても、事前的な与件とすることは非現実的であると同時に開発の展望を歪曲する可能性があるので注意する。

#### (4) 人材開発・育成

本調査では、インフラ整備及び経済プロジェクト実施を担う「人材の育成のあり方」も併せて検討すべきである。特に、パラオ自身が実施する人材育成措置に着目し、例えば、開発に直結した職業・技術能力の向上のために、学校教育のなかに技術科目を導入・強化する最近の試みである“School-to-Work”プログラムの支援等を検討することも有効と考えられる。

人材育成・人材ニーズとの関連で注意すべき点は、外国人労働者雇用の動向である。可能な限りパラオ人を雇用する方針が本年4月の議会に対する大統領年次教書で打ち出されたが、インフラ整備の規模、経済プロジェクトの実施における現実の人材ニーズを考慮すると、今後更に外国人労働者（特にフィリピン人、台湾人等）への依存が増す、とみるのが現地の大方の予想である（昨年度はパラオもアジア経済危機の余波を受け、特に建設業等での落ち込みを反映して外国人労働者数が約10%減少したが、今回の事前調査では「これは一過的現象」とみる意見が多く聞かれた。他方、そのような経済環境でも、観光よりもむしろ地元ニーズの充足にかかわる企業の増加を中心に企業数が10%ほど増加し、1999年4月現在で1,449社に達したという事実は、人材ニーズ面を検討するうえで注目すべき重要な動向である）。

#### (5) 土地問題・土地所有制度

土地問題及び土地所有制度は、パラオにおいてはインフラ整備、各種プロジェクトの実施、経済活動の展開等と大きくかかわる重大なファクターである。土地台帳の散逸、族所有地の多さなどからいまだに土地の所有権確定が重大な作業になっており、専門の土地裁判所まである。また、外国資本は、単独で事業を展開しようとする場合、リースでのみ最長50年の土地の利用が認められるが、リース期間の延長に際して土地問題が浮上する場合も多い（例えば、州政府によってリースが延長されなかった場合、名乗りでる土地所有者への補償問題に対応せざるを得ないことになり、更なる追加的投資への意

欲は大きくそがれる)。よって、本格調査の過程における実態の把握と現実認識は重要にして不可欠である。

## 2 - 3 本格調査実施上の留意事項

### (1) 本件調査の基本的性格

今回の開発調査は、一般的な開発途上国の範疇には入れられないような「人口2万人にも満たない島嶼国」という特殊な地域を対象とする初の調査であることを、常に念頭に置くことが必要である。

例えば、今後の開発のあり方及びその可能性を論ずるにあたり、そこにみられる独特の地理・自然・社会・政治・経済状況や条件がまずもって十分に分析されねばならない。また、小国とはいえ、大統領をはじめとする閣僚クラスの人材を相手に調査を進めるといふ点において、他国での同様の事業以上に大きなインパクトを先方に与えることに十分な配慮が必要である。

本件への取り組みは、同国と我が国との関係においても極めて重要であるだけでなく、類似の環境にある他の島嶼国へのモデル的調査にもなるといえる。

### (2) 調査の進め方

本件調査においては、現状把握に特段の力を入れ、可能な限りの情報収集とその分析に努力することが不可欠といえる。一見なさそうで、実際にはかなり存在する関連報告書・文書・文献に加え、特に最新の動向を伝える新聞等のメディア情報も極めて有用である(例えば、本年6月頃に公表されたPalau Conservation Societyのマグロに関する報告書(近年の外国船籍による水揚げ動向、パラオにとっての利点と欠点等)、5月末に技術作業グループが完了した国際珊瑚礁センターのデザイン、国際金融公社(IFIC)と世銀が3月に作成したパラオに関する“投資環境レビュー”、8月に国会が発表した1998年のインフラ整備状況報告書、大統領の要請を受けて現在鋭意検討が進められている農業(特に商業的農業)のあり方に関する作業部会の報告等)。

### (3) C/P

本件調査では、首都及び地方州レベルの双方で、誠意と熱意をもって関係者から幅広く意見を聴取し、かつ彼らとの十分な意見交換にも関心を払って調査を進めることが重要である(事実、今回の調査への関心の高さから、事前調査団と州知事との協議も中央政府によってアレンジされるなど、本格調査の開始を視野に入れたコミュニケーション・チャンネルもすでに形成されつつある)。とりわけ本格調査のC/P機関(大統領府

計画統計局)には、有能にして長年の経験と熱意あるコーイチ・ウォン局長(Mr. Koichi L. WONG)が技術面及び調整面で全面的に要の役割を果たすため、調査団は同氏との意志疎通に心がけ、同等の熱意をもって調査を実施する必要がある。

しかしながら、先方実施体制が組織的には脆弱(大統領府計画統計局は人員・人材面で極めて限定的)であることにかんがみ、直接のC/Pである計画統計局を実質的な核としつつも、M/Mにて確認したステアリングコミッティー及び細部の実働隊としてのタスクフォースの積極的活用により、より広範なOwnership感覚の育成に意をつくしたい。

#### (4) 技術移転

今回の開発調査は、産業振興を含めた同国の経済開発全体に資する必要上、物理的なインフラ整備の計画策定にとどまることなく、経済プロジェクトを含む各種プロジェクトを進めていくうえでの困難・問題点を現地の特殊事情のなかでいかに克服すべきかについての検討・提言にまで踏み込んで実施することに意義がある。この点にかんがみ、前述の広範なOwnership感覚の育成と合わせ、技術移転(共同での開発技術育成)に向けて、先方との現場を踏まえた十分な対話をベースとしつつ、主要な作業ステージにおいて、セミナー等を適宜開催することが極めて望ましい。

また我が国との関連で、今後のパラオに対する技術協力の展開のあり方を、更に工夫して示唆・展望することも効果的であろう。例えば、有望な経済セクターにおける優先的協力分野の特定、協力形態の多様化(第三国研修、地方自治体や民間を含むODA以外の協力可能性等も含む)とともに、経済プロジェクトへの技術協力を更に効果的にするためのマーケティング面への踏み込み、パラオ側実施体制の工夫(漁業や農業共同組合の活用)など、幅の広い視点が必要である。一般的な研修でも、例えば、パラオ16州の内の10州が集中するバベルダオブ島を周回する全長53マイルのコンパクト道路の建設に人材を活用できる重機のオペレーター訓練(昨年では、150人中145人がコースを修了した全10週間の訓練)、同様なスキームでの水力器機やエンジン整備の訓練、駐パラオのインフラ・土木整備隊(アメリカ政府下のCivic Action Team)が提供する訓練等を参考にできるであろう。

#### (5) 我が国資金協力との関係

K-B橋及び珊瑚礁保全センターの2件が無償資金協力案件として採択された直後である現時点においては、本件開発調査と我が国資金協力との連携が困難な状況にある。しかし先方政府側では、我が国が本件調査実施後も協力してくれるものとの安易な発想

を有しているところがあり、同国の自立ある発展のためにも、我が国としてしかるべき戦略をもって毅然とした対応を行うことが重要と思われる。

(6) 土地問題

土地問題については、族社会等の複雑な問題が絡むことから、本格調査においては、実態調査は行うも制度自体の問題にまでは踏み込まないよう、慎重な対応が必要である。

